

えひめスポーツ推進県民会議設置要綱

(設置)

第1条 スポーツを「する」「みる」「応援する」「支援する」というさまざまな形により活動に参加できる環境づくりに県民総ぐるみで取り組み、えひめ国体・えひめ大会を通じて高まった県民のスポーツ機運を定着させ、更に盛り上げるため、えひめスポーツ推進県民会議（以下「県民会議」という。）を設置する。

(任務)

第2条 県民会議の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) スポーツに関する情報を提供し、関係団体で共有を図る。
- (2) あらゆるスポーツ活動への参加を県民運動として盛り上げ、県民各界・各層に広めていく方策を検討する。
- (3) スポーツに関する各種対策本部や実行委員会等に関する意見交換・提言を行う。

(組織)

第3条 県民会議の構成は、愛媛県及び別紙のとおりとする。

- 2 県民会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は、愛媛県知事の職にある者をもって充てる。
- 4 副会長は、愛媛県市長会長の職にある者、愛媛県町村会長の職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、県民会議を代表し、会務を総理する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、愛媛県市長会長の職にある者、愛媛県町村会長の職にある者の順位により、その職務を代理する。

(会議)

第4条 県民会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、構成組織以外の者を県民会議に出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第5条 県民会議の庶務は、スポーツ・文化部スポーツ局地域スポーツ課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月27日から施行する。

別紙 (第3条関係)

構 成 団 体		
愛媛県教育委員会	愛媛県市町教育委員会連合会	愛媛県市長会
愛媛県町村会	松山市	今治市
宇和島市	八幡浜市	新居浜市
西条市	大洲市	伊予市
四国中央市	西予市	東温市
上島町	久万高原町	松前町
砥部町	内子町	伊方町
松野町	鬼北町	愛南町
公益財団法人愛媛県スポーツ協会	株式会社愛媛FC	愛媛県民球団株式会社
株式会社エヒメスポーツエンターテイメント	株式会社今治・夢スポーツ	公益財団法人愛媛県スポーツ振興事業団
愛媛県スポーツ推進委員協議会	愛媛県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会	特定非営利活動法人愛媛県レクリエーション協会
愛媛県障がい者スポーツ協会	愛媛県高等学校体育連盟	愛媛県中学校体育連盟
愛媛県小学校体育連盟	愛媛県幼稚園連合会	愛媛県保育協議会
愛媛県高等学校PTA連合会	愛媛県PTA連合会	愛媛県私立中学高等学校保護者会連合会
愛媛大学	松山大学	聖カタリナ大学
松山東雲女子大学	今治明德短期大学	愛媛県議会
愛媛県市議会議長会	愛媛県町村議会議長会	愛媛県商工会議所連合会
愛媛県商工会連合会	愛媛経済同友会	愛媛県経営者協会
愛媛県中小企業団体中央会	一般社団法人愛媛県バス協会	一般社団法人愛媛県生活衛生同業組合連合会
愛媛県旅館ホテル生活衛生同業組合	一般社団法人愛媛県旅行業協会	一般社団法人愛媛県観光物産協会
一般社団法人愛媛県医師会	公益社団法人愛媛県看護協会	社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会
公益財団法人愛媛県身体障害者団体連合会	愛媛県手をつなぐ育成会	愛媛県知的障害者福祉協会
愛媛県精神障害者福祉会連合会	愛媛県公民館連合会	日本青年会議所四国地区愛媛ブロック協議会
愛媛県連合婦人会	公益財団法人愛媛県老人クラブ連合会	愛媛県農業協同組合中央会
愛媛県森林組合連合会	愛媛県漁業協同組合連合会	一般社団法人愛媛県建設業協会
愛媛県警察本部	愛媛県消防長会	株式会社愛媛新聞社
日本放送協会松山放送局	南海放送株式会社	株式会社テレビ愛媛
株式会社あいテレビ	株式会社愛媛朝日テレビ	株式会社エフエム愛媛